○総務省告示第九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更し、令和八年四月一日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　片山さつき

次の表により、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

変更後	変更前
［第１　略］	［第１　同左］
第２　中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等	第２　中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等
１　日本放送協会の放送	１　日本放送協会の放送
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
［削る］	(3)　教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数（kHz）	空中線電力（kW）
全国	親局		
	東京	693	500
	中継局		
	（北海道）		
	札幌	747	500
	函館	1467	1
	旭川	1602	1
	室蘭	1125	1
	釧路	1152	10
	帯広	1125	1
	北見	702	10
	稚内	1467	1
	名寄	1125	1
	遠別	1602	1
	（青森）		
	青森	1521	1
	八戸	1377	1
	（岩手）		
	盛岡	1386	10
	（宮城）		
	仙台	1089	10
	（秋田）		
	秋田	774	500
	（山形）		
	山形	1521	1
	鶴岡	1035	1